

市立小・中・義務教育学校への転学手続きについて

市外から転入した場合

- 1.現在の就学している学校へ、転校する旨のことの連絡をしてください。
(異動する日が決まり次第、転入予定の学校へ事前に連絡をしてください。)
- 2.転出手続きをして、「転学通知書」の交付を受けてください。
手続き先:小美玉市教育委員会または市民課、各総合支所総合窓口課
- 3.現在の就学している学校へ「転学通知書」を提出し、「在学証明書」と「教科書
給与証明書」の交付を受けてください。
4. 転出先の市町村で転入学の手続きをしてください。

市内から転出する場合

1. 転出手続きをして、「転学通知書」の交付を受けてください。
手続き先:小美玉市教育委員会または市民課、各総合支所総合窓口課
- 2.指定された学校へ、交付された「転学通知書」と、前校から交付された「在学証明書」
と「教科用給与証明書」を提出し、転入学の手続きをしてください。

市内で転校する場合

1. 現在、就学している学校へ転校する旨を伝えてください。
2. 新しい学校へ事前に転校する旨の連絡をしてください。
3. 転居手続きをして、「転学通知書」の交付を受けてください。
手続き先:小美玉市教育委員会または市民課、各総合支所総合窓口課
※市内転校の場合は2部作成(現在の就学校分と、新しい就学校分)
- 4.現在の就学している学校へ、交付された「転学通知書」を提出し、「在学証明書」と「教
科書給与証明書」の交付を受けてください。
- 5.新しく指定された学校へ、交付された「転学通知書」と、前校から交付された「在学証
明書」と「教科用給与証明書」を提出し、転入学の手続きをしてください。

手続きの窓口

小美玉市教育委員会(小川総合支所2階)

市民課(小美玉市役所本庁1階)

玉里総合窓口課(玉里総合支所1階)

その他、指定校以外の学校へ通学を希望する場合(指定校変更もしくは区域外就学の希
望)や、児童生徒が海外へ転出する場合も手続きが必要となりますので、各所でご相談
ください。

お問い合わせ先

小美玉市教育委員会 教育指導課

〒311-3492 茨城県小美玉市小川 4-11

0299-48-1111 (内線: 2221~2223)